

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

環境省 最終的な調整結果

管理番号

105

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

06_環境・衛生

提案事項(事項名)

PRTR 届出システムの利用開始及び届出情報変更の手続における都道府県経由事務の廃止

提案団体

埼玉県、栃木県、さいたま市、川崎市、越谷市、神奈川県、新潟県、山梨県

制度の所管・関係府省

経済産業省、環境省

求める措置の具体的内容

PRTR 届出システムの利用開始及び届出情報変更の手続における都道府県経由事務を廃止すること。

具体的な支障事例

【現行制度】

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第5条第2項の規定による届出について、事業者(第一種指定化学物質等取扱事業者)は電子情報処理組織(以下「PRTR 届出システム」という。)を使用して届出をすることができる。

PRTR 届出システムを初めて利用を開始する際や、届け出た事項に変更があったときには、事業者は事業所が所在する都道府県(事務移譲市を含む)ごとに、所管する各地方公共団体に対して届出が必要である。

【支障事例について】

地方公共団体は事業者からの申請を受け、独立行政法人製品評価技術基盤機構(以下、「NITE」という。)に到達(メール又は FAX で送付)し、NITE が交付した ID 等を再度都道府県経由で事業者に転送している。

本手続は、事前に地方公共団体が審査を要する項目がない事務的なものである。

開始手続に加えて、ID 紛失等による軽微な変更の際も都道府県を経由しなければならず、変更だけでも年間100件を超える届出がされているなど、地方公共団体に対しての負担が大きく、通常業務の進捗に支障をきたしていることから、制度の改正を望むものである。

(令和4年度)

利用開始届 25 件、変更届 128 件、再発行手続 10 件

(令和3年度)

利用開始届 19 件、変更届 118 件、再発行手続 14 件

※1件当たりの事務作業時間 利用開始届:60分、変更届・再発行手続き:30分

なお、本来電子申請を行うことによる事業者のメリットは、申請等の手間が省かれることにあるが、当該制度は電子申請を始める前に必要とする手間が多く、負担感が強いものとなっている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

都道府県経由事務の廃止により、事業者の利便性向上及び行政の効率化が実現される。

根拠法令等

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第5条、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則第11条、第12条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、青森県、宮城県、茨城県、千葉市、長野県、浜松市、豊橋市、滋賀県、京都府、奈良県、和歌山県、岡山県、徳島県、吉野川市、沖縄県

○当市において、現状、事業者からの届出の内容を確認しているが、特に指摘することはなく、地方公共団体を挟む必要がないと考えられる。

○排出量・移動量の届出（本来届出）においても、ほぼ同内容の情報変更があり、電子情報処理組織の変更届出は形式的な審査事務であるとともに、本来届出の前に承認を要し冗長な手間である。

（令和4年度）

利用開始届 46 件、変更届 138 件、廃止届 1 件、再発行手続 32 件

○当県でも変更届等届出件数は年数 10 件あり、提案自治体指摘のとおり事務負担となっている。特に、県が把握・確認したい内容でない届出については、事業者と NITE で直接事務を行っていただく方が、県及び事業者にとってメリットがあると考えられる。

各府省からの第 1 次回答

化管法に基づく PRTR 制度は、都道府県を経由して国に届出をするよう制度設計をしており、PRTR 届出システムを利用する際に必要となる ID とパスワードの付与に関する使用届出書も同様の手続を取ることとしています。

手続のうち、

・使用開始時の届出については、既に 74% の事業所が届出システムの利用を開始していることから、今後手続を取ることが見込まれる事業所数は、現時点で、全国で約 8 千件となっております。システム改修には大規模な予算が必要になること、また、全ての事業所が一度手続をすれば完了する性質のものであることから、引き続きメール、書面等での手続を行いたいと考えております。

・変更届、再発行届及び廃止届については、今後も継続的に届出がなされることが見込まれるため、既に、電子システム上での手続を可能としており、自治体と事業者の事務負担軽減を図っております。

引き続き、自治体の事務負担軽減に向けて何ができるか真摯に検討してまいりたいと思っておりますので、制度運営のために御理解、御協力をお願いいたします。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

当県の提案内容はシステムの改修を求めたものではなく、PRTR 届出システムの利用開始の手続等における都道府県経由事務の廃止を求めるものである。

利用開始の手続等は、事業者の申請を都道府県が受け付け、国へ送付し、送られてきた ID とパスワードを事業者に送るという作業で、都道府県等の審査を要しない事務的なものであるにもかかわらず、事務負担が大きい。この事務処理について、都道府県等を経由することなくシステムを所管する国が直接処理することで、手続の煩雑さが解消され事業者の利便性が向上し、行政の効率化につながると考える。

今後手続を取ることが見込まれる事業所数は全国で約 8 千件とのことだが、利用者の増加に伴い ID とパスワードの再発行手続も増えている。また、変更届は電子システム上で行えるようになったが、担当者の変更なども変更届の対象であり、引き続き内容の確認を都道府県等で行っているため、負担の軽減にはなっていない。

いただいた回答では、審査が必要である化管法に基づく「第一種指定化学物質の排出量及び移動量の届出書」と審査を要しない「電子情報処理組織使用届出書」とで、同様の手続を取よう制度設計しているとあるが、本提案はまさにその制度を変えていただくことを求めている。制度が変えられないのであればその理由をお示しいただきたい。

多数の地方自治体が支障案件として解決を求めている現状を踏まえ、ぜひ前向きに検討していただきたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】

提案団体の提案を考慮した検討を求める。

各府省からの第2次回答

PRTR 制度では都道府県知事を経由して国に届出を行うこととしている。「電子情報処理組織使用届出書」においても届出事業者の分かりやすさの観点から、同一のフローとしており、これを変更した場合、届出事業者が混乱するおそれがあると考えている。

また、「電子情報処理組織使用届出書」の手続きをオンライン化するためには、大規模なシステム改修のための予算措置が必要となること、届出事業者が当該届出を国(NITE)に直接行うこととする場合には、国において人的措置が必要となることは、96 の回答のとおりである。

こうした事情があり、ご要望を全て叶えることが難しい状況ではあるが、いただいたご意見を真摯に受け止め、自治体の事務負担軽減に向けて、どのような工夫が可能であるか、検討・調整してまいりたいと考えており、引き続きご相談させていただきたい。

令和5年の地方からの提案等に関する対応方針（令和5年12月22日閣議決定）記載内容

5【経済産業省(6)】【環境省(4)】

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(平11法86)

電子情報処理組織使用届出書(施行規則12条1項)等に関する手続については、オンライン化を含め、都道府県の事務負担を軽減する方策を検討し、令和6年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。